

憲法記念日に寄せる会長談話

1 はじめに

本日、日本国憲法が施行されてから78年目の憲法記念日を迎えました。今年には、広島と長崎に原子爆弾が投下され、また太平洋戦争が終結してから80年の節目の年でもあります。しかし、80年を経ても、未だに世界から戦争が消えることはありません。憲法前文にある平和への想いが果たされていないことに強い遺憾の念を抱きます。

憲法記念日を迎えるにあたり、改めて、日本国憲法の原点に立ち返りながら、長野県弁護士会会長としての思いを述べたいと思います。

2 憲法の意義

すべて国民は、個人として最大限尊重されます。また、国の政治の在り方を最終的に決定する権力及び統治権の行使を正当化する権威を有する国民こそが憲法を制定する権力の保持者です。そして憲法とは、国民が承認した最高法規であり、国家権力から国民の権利を守るために、立憲主義によってその濫用を防止するものです。

すなわち憲法とは、国家が個人を尊重し、基本的人権を保障する方針を示し、国家権力の在り方や権力の限界を定めるものです。

3 基本的人権の尊重と平等権

日本国憲法の三大原則の一つとして、基本的人権の尊重が挙げられます。基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の結果到達した、現在及び将来の国民に対し侵すことのできない永久の権利（憲法11条、同97条）であり、国民主権、そして立憲主義の基礎となるものです。憲法13条は、誰もが人格の自己実現を図り、幸福を追求することができる権利（幸福追求権）を定めていますが、これまでの歴史の中で、少数者（マイノリティ）ないし社会的弱者の立場にある多くの人々が、この権利を侵害され国家による不当な犠牲を強いられてきました。

2024年（令和6年）7月3日、最高裁判所大法廷にて、特定の個人に不妊手術を強いた旧優生保護法が憲法13条（幸福追求権）及び同14条1項（平等権）に違反しているとの判決がなされました。かつて障害を理由として一部の人々に対し不妊手術及び人工妊娠中絶という重大な人権侵害が国家により強いられたことを、改めて考えなければなりません。

また同性婚についても、これまでに札幌、東京、福岡、名古屋及び大阪の5つの高等裁判所にて、同性婚を認めない民法の規定が憲法14条1項に違反するとの判決がありました。福岡高等裁判所では、憲法13条にも違反するとの判断がなされています。LGBTQといった性的少数者についても、これまで国家の

制度から取り残され、社会から疎外され差別されてきた実態があることを忘れてはなりませんし、こうしたことは決して許されることではありません。2023年（令和5年）にLGBT理解増進法が成立したことは、過去の差別を認め、将来の平等のために一つの前進となりましたが、尚不十分であると感じています。

さらに、選択的夫婦別姓の問題に関しても、選択の自由を求める根底にある考えは、それぞれの人格や考え方、生き方を尊重しつつ自由に選択できる社会を希求するものであると思います。世界の一部ではいわゆるD E I（多様性・公平性・包括性）を否定する動きもありますが、当会は国家が憲法に基づいて多様性を志向する施策を採ることを強く求めます。

4 平和主義

恒久平和主義への希求については、誰も異論がないところかと思えます。2024年（令和6年）、これまでの活動が認められ、日本原水爆被害者団体協議会がノーベル平和賞を受賞しました。我々は唯一の戦争被爆国として世界へ核廃絶を訴えるだけでなく、国内においても、被爆された方々の想いを深く考える必要があります。日本国憲法は過去の軍国主義の歴史と先の大戦の惨禍への深い反省に基づいて、憲法前文に平和的生存権を、同9条に戦争の放棄と戦力を保持しないことを規定しました。これは、徹底した恒久平和の理念を掲げ、国家権力の行使を最大制限したものであって、立憲主義の最たるものといっても過言ではないと思います。しかし、ウクライナやガザ地区などの世界情勢が緊迫する中で、現実には国家が国民の生命、身体、財産を保護するためには、防衛力の抜本的強化を必要とするという意見、日米同盟による軍事力の強化を説く意見、さらには核兵器の保有による核の均衡によって平和を維持すべきとの意見まで主張されるに至っています。しかし、軍事力の強化や核の均衡論で真の平和が維持できるのか、それが破綻した時にどのような事態に陥るのか、ひいてはそれが人類の目指す途なのか、私自身は多大な疑問を感じています。

もとより、防衛も、領域への物理的な侵略から、経済的な侵略、さらにはサイバー領域への侵略にまで対象が広がっていますが、様々な場面を念頭においた国家安全保障戦略、防衛戦略、防衛力整備計画などを立案するにあたっては、憲法上の制約を意識した十分な検討がなされる必要があります。

しかし残念ながら、わが国では憲法の下での対応が可能かどうかという議論がおざなりになっているのが現状です。2014年（平成26年）7月1日、内閣はこれまで認められないとしていた集団的自衛権について、限定的に認められると憲法解釈を変更しました。そして以後も憲法との整合性の議論が十分になされることなく、閣議決定により日本の防衛政策は大きく転換されてきました。安保法制による集団的自衛権の解釈変更から安保三文書の改定による敵基

地攻撃能力の肯定、さらには防衛装備の輸出を認める防衛装備移転三原則の改定などのこれまでの一連の閣議決定等は、従来の憲法解釈を大きく変更するものであり、国民が付与し制限した国家の権限を逸脱しかねないものです。かつて総理大臣自身が「安全保障政策の大転換である。」旨を述べていましたが、もしもそうであるならば、国民が不在のままに転換されることは許されません。改めて国民の視点で国民が付与し制限した国家の権限である憲法の問題として問い直す必要があります。立法事実を十分に説明した上でどのような手段を取る必要があるのか、それが現行憲法下で可能なのか、不可能な場合の憲法改正の可否等について、国民による真摯な議論が行われるべきであると思います。

5 民主主義

民主主義は、主権者たる国民が政治に参加し、政府の意思決定に影響を与える、立憲主義の根拠でもあります。しかしながら、戦前のドイツなどのように、民主主義の下に独裁や権威主義へと移行していった悲惨な歴史に鑑みれば、民主主義は時に脆弱で移ろいやすい危険を含む制度であるともいえます。そこで民主主義が自らの価値を傷つけて崩壊しないためには、国民一人ひとりが冷静に情報を得て（知る権利）、発信し（表現の自由）、少数意見にも目を向け、真摯に議論していくことが求められます。近年、SNSを利用した選挙活動が注目を集め、SNSが個人に対し大きな影響力を持っていることが注目されています。SNSを用いた発信は、不特定多数の人に対し、自由に表現をすることができるという点で民主主義にも大きく資するものですが、他方でフェイクニュースなどの虚偽の情報が入り込み、民意が誘導される危険性があることも否定できません。現代においては、国民には、他者を尊重した表現の発信と表示された情報の真偽についての慎重な判断が求められています。そして精緻な情報に基づいて、他人の権利を尊重しつつ、自らの意見を表明し議論していくことが求められていると思います。

6 最後に

太平洋戦争から80年を経て、国内も国外も大きな変容がありました。しかし、立法事実が十分に説明されないまま、憲法改正の議論だけが一人歩きしているように思われます。民主主義の基礎は、情報の精確な摘示を必要とします。最終的な責任を負うのは国民である以上、政治に積極的に関与していくことが自らの責任として必要な時代でもあります。国民こそが憲法の制定権者であることを改めて指摘し、会長談話といたします。

2025年（令和7年）5月3日

長野県弁護士会

会長 齋藤泰史